## 補助対象経費について

- (1) 補助対象となる経費
  - ① 団体の構成員の交通費等活動経費(1人1日1,000円以内。最大で補助対象経費総額の10%以内とする)
  - ② 講演会等における講師の謝金(1人1回3万円が限度)、旅費(交通費 実費。宿泊費は食事代抜きで1人1泊1万円が限度)
  - ③ 活動に要する消耗品、機材等の購入費(汎用性の高いもの(カメラ、 ビデオ、パソコンなど)は除く)
  - ④ 講演会等の会場使用料、機材等(団体構成員所有のものを除く)のレンタル料
  - ⑤ 活動に要する通信費、運搬料等
  - ⑥ パンフレット、調査報告書等の印刷費
  - ⑦ 行事等の実施に伴う参加者等の傷害保険料 等
  - <補助対象となった経費の具体例>

鍬 スコップ チェーンソー替え刃 オイル等の燃料(必要量)レンタカー代(参加者送迎用) 消毒液 アクリルパーテーション 等

- (2) 補助対象とならない経費
  - ① 飲食費及び事務所の賃借料
  - ② 参加者負担金 (入場料や参加費) に相当する経費部分
  - ③ その他団体の経常的運営に要する経費
  - <補助対象とならなかった経費の具体例> 草刈り機 チェーンソー本体 薪割り機 Web カメラ カメラの三脚 非接触体温計 等

ご不明な点がございましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

【申し込み・問い合わせ】 公益財団法人 香川県環境保全公社 平井

〒760-0050 香川県高松市亀井町9番地10 県信ビル5階

**T**: 087-831-7773 FAX: 087-834-4555 E-mail: kagawa-ecc.hirai@k-ecc.or.jp